

郵送・代理人による猟銃等所持許可関係手続開始のお知らせ

猟銃等の所持許可申請にかかる次の手続については、郵送・代理人により行うことができます。

- 1 猟銃等講習会（初心者講習・経験者講習）に関する事項
 - ・ 受講申込み、講習会受講票の受領
 - ・ 講習修了証明書の書換え又は再交付
- 2 技能講習に関する事項
 - ・ 受講申込み、技能講習通知書の受領
 - ・ 技能講習修了証明書の受領
 - ・ 技能講習修了証明書の書換え又は再交付
- 3 教習資格認定申請に関する事項
 - ・ 教習資格認定証の受領
 - ・ 教習資格認定証の書換え又は再交付
 - ・ 猟銃用火薬類等の譲受許可申請・受領（射撃教習用に限る）

申請時の注意事項

申請様式は、茨城県内の各警察署生活安全課にて配布、又はインターネット上の茨城県警察本部ウェブサイトよりダウンロードした様式のみ使用可能です。

証紙や切手は過不足のないように注意してください。証紙の過不足の訂正は窓口での対応となります。切手は、多すぎる場合にはそのまま発送しますが、足りない場合は発送しません。講習会の電話予約は、郵送手続の場合のみ受け付けます。

電話予約は、住居地を管轄する警察署生活安全課にて受け付けます。

電話予約の受付時間は、開庁日の午前9時00分から午後5時00分までとしますが、担当者不在により、お受けできないこともあります。

講習会の仮予約は申請者本人のみ行うことができ、先着順とさせていただきます。また、申請者ごとに一つの仮予約のみ行うことができます。（経験者講習と技能講習の同時予約は可能）

郵送手続に関する注意事項

郵送に必要な費用は、申請者の負担となります。

郵送申請は普通郵便でも書留郵便でも受け付けますが、万が一、郵送時の事故等が発生し、期限日までに警察署に申請書等が届かない場合、仮予約は無効とします。簡易書留郵便の利用をお勧めします。

警察署から郵送による証明書等の交付は、必ず簡易書留郵便で行います。郵送交付を申込む際は、申請書類と共に、簡易書留郵便を送るために必要な額の切手を貼付した返送用封筒を同封する必要があります。

猟銃等講習会の申込みは開催日の3ヶ月前から、技能講習会の申込みは開催予定を公表し次第、仮予約の受付を開始します。

猟銃等講習会、技能講習の電話による仮予約は開催日の15日前まで受け付けます。

申請書類、及び返送用封筒は、講習会開催日の11日前までに警察署必着とします。

講習会の仮予約の変更は、電話では受け付けません。仮予約後は、すみやかに申請書類と返送用封筒を送付してください。（やむを得ない理由による期日の変更、取消しは、予約した警察署生活安全課窓口にて直接申出てください。）

猟銃等講習会、技能講習の電話予約をした場合、期限日までに申請書や返送用封筒が届かない場合には、他の申請者や受講会場に迷惑となるため、仮予約はキャンセルしたものと取り扱います。（この場合、期限日が閉庁日の場合は、当該閉庁日直前の開庁日までの取扱いとします。）

書類の訂正等、必要に応じ電話にて連絡を取る場合があります。申請書類には平日昼間に連絡を取ることができる電話番号を記入してください。

代理人による手続に関する注意事項

委任状は、代理人が行おうとする手続ごとに作成してください。

代理人は、警察署窓口においてその身分を確認させていただきます。

身分を明らかにするための公的な証明書（旅券、在留カード、特別永住者証明書、外国人労働者証明書、免許証等、住民基本台帳カード等写真付のもの）を警察署窓口において提示してください。

代理人による郵送手続はできません。

複数の申請を1人の者が行うことはできますが、警察署窓口における待ち時間を軽減するため、1回の申請は1人分とし、他の申請を行う際は、改めて警察署窓口の受付の列にお並びください。

郵送・代理人による猟銃等所持許可関係手続の詳細につきましては、県内各警察署又は警察本部までお問い合わせください。